

令和 8 年 8 月 3 1 日招集

第 3 回狭山市議会定例会議案

目次		
議案番号	件名	ページ
第 4 9 号	狭山市公平委員会委員の選任について	3
第 5 0 号	狭山市印鑑条例の一部を改正する条例	5
第 5 1 号	狭山市行政手続条例の一部を改正する条例	6
第 5 2 号	狭山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	8
第 5 3 号	狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 0
第 5 4 号	狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例	1 1
第 5 5 号	狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 2
第 5 6 号	狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 7
第 5 7 号	狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 4
第 5 8 号	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	2 5
第 5 9 号	令和 8 年度狭山市一般会計補正予算（第 2 号）	2 7
第 6 0 号	令和 8 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 8
第 6 1 号	令和 8 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 9
第 6 2 号	令和 8 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	3 0
第 6 3 号	財産の取得について	3 1
第 6 4 号	市道路線の廃止について	3 2
第 6 5 号	市道路線の認定について	3 4
第 6 6 号	令和 7 年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について	3 6
第 6 7 号	令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	3 7
第 6 8 号	令和 7 年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3 8
第 6 9 号	令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	3 9
第 7 0 号	令和 7 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4 0
第 7 1 号	令和 7 年度狭山市水道事業会計決算認定について	4 2
第 7 2 号	令和 7 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4 3
第 7 3 号	令和 7 年度狭山市下水道事業会計決算認定について	4 5

議案第 4 9 号

狭山市公平委員会委員の選任について

下記の者を狭山市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 栗 原 秀 明
生年月日 (略)

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

公平委員会委員栗原秀明氏は、令和 8 年 9 月 2 9 日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 50 号

狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和 50 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 14 条第 2 項中「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）」に改め、同条第 3 項及び第 6 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、印鑑登録証明書の交付申請等に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 5 1 号

狭山市行政手続条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続条例（平成 9 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の狭山市行政手続条例第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

行政手続法の改正に鑑み、公示の方法による聴聞の通知に係る規定を改めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 5 2 号

狹山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
狹山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 3 6 年条例第 1 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「手続き」を「手続」に改める。

第 5 条を第 8 条とし、第 4 条を第 7 条とし、第 3 条を第 6 条とする。

第 2 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、医師 2 名以上を指定し、あらかじめ診断を行わせなければならない。

（1）法第 2 8 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

（2）法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

（3）第 3 条第 2 号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

第 2 条第 2 項中「もしくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条を第 5 条とする。

第 1 条の次に次の 3 条を加える。

（降給の種類）

第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第 3 条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、職員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

（1）勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについて適格性を欠く場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員法第23条第2項の規定に基づき、人事評価を分限の基礎として活用するため、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 5 3 号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 項中「職務の級が 8 級である職員（以下「8 級職員」という。）にあつては、1 号給」を「同項の市規則で定める日の属する年度の末日に 5 5 歳以上である職員にあつては、2 号給」に改め、同条第 8 項を次のように改める。

8 次に掲げる職員の第 6 項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第 6 項に規定する期間の全部を極めて良好な成績又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、市規則で定める基準に従い決定するものとする。

（1）給料表の適用を受ける職員（第 6 項の市規則で定める日の属する年度の末日に 5 5 歳以上である職員に限る。）でその職務の級が 7 級であるもの

（2）給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「8 級職員」という。）

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国の一般職の職員の昇給に係る状況に鑑み、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 54 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成 27 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する」を削り、「同項第 2 号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 55 号

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同条第 11 項第 2 号又は」を「同条第 11 項第 2 号若しくは」に、「場合」を「場合又は同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。））」を加え、同条第 7 項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第

18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加え、同条第2項第3号中「の規定」を「又は第3号の規定」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。））」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に

勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内

保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9項中「この項において」を削る。

附則第10項を次のように改める。

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 56 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 52 条」を「一第 52 条」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」に、「をいう」を「（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

（6）の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

（11）の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 12 条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第３項に規定する選考の方法」を加える。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教

育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」及び「第３１条」を「第２７条」に、「同条例第３３条」を「同条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（１）家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（２）事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「選考方法」を「選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下の号及び」を削り、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの数の総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定

子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、
「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項）を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項）に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子どもを含む。）」に改め、同条第３項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第５項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 57 号

狹山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

狹山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条第 1 項中「保育士」の次に「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。ただし、第 22 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 58 号

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 7 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

第 26 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

第 33 条に次の 1 項を加える。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第 1 し尿の部普通世帯の項中「390 円」を「500 円」に、「290 円」を「370 円」に改め、同部事業所等不特定多数の者が利用する施設その他上記によることが不適当なものの項中「290 円」を「370 円」に改め、同表動物の死体の項中「500 円」を「750 円」に改め、同表上記以外の一般廃棄物の部を次のように改める。

上記以外の一般廃棄物	事業活動に伴い生じた一般廃棄物	10 キログラムにつき		350 円
	普通世帯等から排出され、市の処理施設に搬入する廃棄物（総量 50 キログラム以上のもの）	10 キログラムにつき		90 円
	普通世帯から排出された粗大ごみ	1 品目につき長辺が 30 センチメートルを超え 100 センチメートルまでのもの	500 円	収集・運搬手数料に含む。
		1 品目につき長辺が 100 センチメートルを超えるもの	1,000 円	

	スプリング入りベッド マットレス	1 品目につ き		1,500 円
--	---------------------	-------------	--	---------

別表第1備考第1項中「230円」を「300円」に改め、同表備考第3項を次のように改める。

3 手数料を算出する基礎となる数量が36リットル未満又は10キログラム未満のときは、その数量をそれぞれ36リットル又は10キログラムとし、その数量に36リットル未満又は10キログラム未満の端数があるときは、これを36リットル又は10キログラムに切り上げて計算する。

別表第2一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料の項から一般廃棄物処分業変更許可申請手数料の項までの規定及び別表第3浄化槽清掃業許可申請手数料の項中「3,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集及び運搬をし、並びに搬入された一般廃棄物について適用し、同日前に収集及び運搬をし、並びに搬入された一般廃棄物については、なお従前の例による。

令和8年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

一般廃棄物の処理経費の状況を踏まえ、処理経費の負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料等の額を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 5 9 号

令和 8 年度狭山市一般会計補正予算（第 2 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 8 年度狭山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度狭山市一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 9 5, 2 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 8, 1 1 9, 8 5 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
11 地方特例交付金	
	1 地方特例交付金
12 地方交付税	
	1 地方交付税
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
17 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
20 繰入金	
	1 特別会計繰入金
21 繰越金	
	1 繰越金
22 諸収入	
	6 雑入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
161,202	87,046	248,248
160,000	87,046	247,046
4,100,000	447,690	4,547,690
4,100,000	447,690	4,547,690
9,814,255	4,679	9,818,934
1,574,498	4,679	1,579,177
4,683,474	16,414	4,699,888
3,180,351	10,165	3,190,516
1,216,445	6,249	1,222,694
2,542,937	245,417	2,788,354
75,662	245,417	321,079
600,000	1,153,337	1,753,337
600,000	1,153,337	1,753,337
849,373	340,626	1,189,999
352,995	340,626	693,621
55,824,641	2,295,209	58,119,850

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
8 土木費	
	1 土木管理費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,323,921	2,191,277	8,515,198
5,114,367	2,185,890	7,300,257
443,667	5,387	449,054
27,238,250	90,823	27,329,073
12,947,459	9,163	12,956,622
11,754,063	24,356	11,778,419
2,530,286	57,304	2,587,590
4,745,576	6,160	4,751,736
2,439,141	6,160	2,445,301
174,264	6,249	180,513
174,264	6,249	180,513
3,792,758	700	3,793,458
256,136	700	256,836
55,824,641	2,295,209	58,119,850

議案第 6 0 号

令和 8 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 8 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 5, 3 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 7 5 0, 5 2 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
5 繰入金	
	1 他会計繰入金
6 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,425,463	25,000	3,450,463
3,425,463	25,000	3,450,463
982,919	△25,000	957,919
982,918	△25,000	957,918
1	155,347	155,348
1	155,347	155,348
14,595,181	155,347	14,750,528

歳 出

款	項
2 保険給付費	
	4 出産育児諸費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	3 介護納付金分
	4 子ども・子育て支援納付金分
5 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
10,062,056	0	10,062,056
37,516	0	37,516
4,211,029	0	4,211,029
2,854,639	△12,136	2,842,503
330,324	963	331,287
84,483	11,173	95,656
111	155,347	155,458
111	155,347	155,458
14,595,181	155,347	14,750,528

議案第 6 1 号

令和 8 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 8 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 6 7, 4 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 1 6 5, 8 6 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
7 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	1,067,467	1,067,468
1	1,067,467	1,067,468
14,098,393	1,067,467	15,165,860

歳 出

款	項
4 基金積立金	
	1 基金積立金
6 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
400	690,528	690,928
400	690,528	690,928
80,063	376,939	457,002
4,103	153,433	157,536
75,660	223,506	299,166
14,098,393	1,067,467	15,165,860

議案第 6 2 号

令和 8 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 8 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度狭山市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6, 2 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 6 0 8, 3 8 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
2 繰入金	
	1 一般会計繰入金
3 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
583,812	13,553	597,365
583,812	13,553	597,365
1	32,743	32,744
1	32,743	32,744
3,562,092	46,296	3,608,388

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 諸支出金	
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,460,783	24,385	3,485,168
3,460,783	24,385	3,485,168
7,237	21,911	29,148
1	21,911	21,912
3,562,092	46,296	3,608,388

議案第 6 3 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車（C D－I 型 3. 5 t 未満） |
| 2 | 財 産 の 種 類 | 物品 |
| 3 | 数 量 | 1 台 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取 得 金 額 | 2 4, 9 7 0, 0 0 0 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 埼玉県秩父市東町 7 番 5 号
埼玉消防機械株式会社
代表取締役 榎 戸 和 男 |

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防ポンプ自動車（C D－I 型 3. 5 t 未満）を取得したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 6 4 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 7 6 6 号 線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 5 0 番地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 5 0 番地先	
F 第 8 7 8 号 線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 3 9 番地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 3 9 番地先	
F 第 1 0 2 0 号 線	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 5 3 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 2 3 7 2 番 4 地先	
F 第 1 0 2 1 号 線	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 5 2 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 2 3 7 4 番 1 地先	
F 第 1 1 1 3 号 線	狭山市大字笹井字西八木 2 7 3 9 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 4 1 7 2 番地先	
F 第 1 1 1 4 号 線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 4 4 番地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 3 6 番 1 地先	
F 第 1 1 1 5 号 線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 6 2 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 2 9 1 番地先	
F 第 1 1 2 0 号 線	狭山市大字笹井字八木 2 6 3 8 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 6 9 番 5 地先	
F 第 1 1 2 1 号 線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 6 9 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 6 9 番 1 地先	
F 第 1 1 2 2 号 線	狭山市大字笹井字八木 2 6 1 5 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木 2 6 1 8 番 1 地先	

F 第 1 1 2 3 号線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 5 8 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木 2 6 4 8 番 1 地先	
F 第 1 1 2 4 号線	狭山市大字笹井字沢口上 2 3 7 4 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字坂上 2 0 0 6 番 1 地先	
F 第 1 1 2 5 号線	狭山市大字笹井字沢口上 2 6 1 3 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 4 4 番 1 地先	
F 第 1 1 2 6 号線	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 8 6 番 2 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 4 4 番 1 地先	

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

首都圏中央連絡自動車道狭山パーキングエリア拡張工事により同工事区域内に含まれる路線及び分断される路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 5 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 1 2 6 9 号線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 4 2 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 2 9 1 番地先	
F 第 1 2 7 0 号線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 3 8 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 3 8 番 1 地先	
F 第 1 2 7 1 号線	狭山市大字笹井字八木上 2 3 5 3 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字八木上 2 3 5 2 番 1 地先	
F 第 1 2 7 2 号線	狭山市大字笹井字西八木 2 7 3 9 番 1 4 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 4 1 7 2 番地先	
F 第 1 2 7 3 号線	狭山市大字笹井字八木 2 6 3 8 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字坂上 2 0 0 6 番 1 地先	
F 第 1 2 7 4 号線	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 8 6 番 2 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 5 7 番 1 地先	
F 第 1 2 7 5 号線	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 5 3 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字沢口上 2 4 5 3 番 1 地先	
F 第 1 2 7 6 号線	狭山市大字笹井字八木 2 5 9 4 番 1 4 地先	
	狭山市大字笹井字八木 2 5 6 5 番 1 0 地先	

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

首都圏中央連絡自動車道狭山パーキングエリア拡張工事により分断される路線及び新設される路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 6 号

令和 7 年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度狭山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度 狹山市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市 税		22,516,686,000
	1 市 民 税	10,161,900,000
	2 固 定 資 産 税	9,907,464,000
	3 軽 自 動 車 税	371,950,000
	4 市 た ば こ 税	1,002,000,000
	5 都 市 計 画 税	1,073,372,000
2 地 方 譲 与 税		318,601,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	225,000,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	75,000,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	18,601,000
3 利 子 割 交 付 金		7,500,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,500,000
4 配 当 割 交 付 金		134,000,000
	1 配 当 割 交 付 金	134,000,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		156,000,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	156,000,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		320,000,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	320,000,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,700,000,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,700,000,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		34,000,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34,000,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		60,000,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等		630,000,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等	630,000,000
11 地 方 特 例 交 付 金		165,080,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	160,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
23,295,246,911	23,011,044,635	16,087,794	279,422,329	494,358,635
10,620,692,229	10,435,683,746	12,653,426	182,730,704	273,783,746
10,173,743,323	10,092,650,287	2,248,989	79,626,806	185,186,287
393,208,790	383,804,368	944,200	8,525,722	11,854,368
1,018,049,851	1,018,049,851	0	0	16,049,851
1,089,552,718	1,080,856,383	241,179	8,539,097	7,484,383
325,232,000	325,232,000	0	0	6,631,000
235,695,000	235,695,000	0	0	10,695,000
70,936,000	70,936,000	0	0	△4,064,000
18,601,000	18,601,000	0	0	0
36,178,000	36,178,000	0	0	28,678,000
36,178,000	36,178,000	0	0	28,678,000
190,228,000	190,228,000	0	0	56,228,000
190,228,000	190,228,000	0	0	56,228,000
315,963,000	315,963,000	0	0	159,963,000
315,963,000	315,963,000	0	0	159,963,000
346,369,000	346,369,000	0	0	26,369,000
346,369,000	346,369,000	0	0	26,369,000
3,984,505,000	3,984,505,000	0	0	284,505,000
3,984,505,000	3,984,505,000	0	0	284,505,000
29,535,297	29,535,297	0	0	△4,464,703
29,535,297	29,535,297	0	0	△4,464,703
64,908,466	64,908,466	0	0	4,908,466
64,908,466	64,908,466	0	0	4,908,466
682,706,000	682,706,000	0	0	52,706,000
682,706,000	682,706,000	0	0	52,706,000
160,627,000	160,627,000	0	0	△4,453,000
155,731,000	155,731,000	0	0	△4,269,000

款	項	予 算 現 額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	5,080,000
12 地 方 交 付 税		4,787,159,000
	1 地 方 交 付 税	4,787,159,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,000,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		162,272,000
	1 負 担 金	162,272,000
15 使 用 料 及 び 手 数 料		869,247,000
	1 使 用 料	594,969,000
	2 手 数 料	274,278,000
16 国 庫 支 出 金		11,225,796,315
	1 国 庫 負 担 金	8,490,673,000
	2 国 庫 補 助 金	2,700,516,315
	3 国 庫 委 託 金	34,607,000
17 県 支 出 金		4,495,231,000
	1 県 負 担 金	3,062,777,000
	2 県 補 助 金	953,853,000
	3 県 委 託 金	478,601,000
18 財 産 収 入		892,838,000
	1 財 産 運 用 収 入	137,531,000
	2 財 産 売 払 収 入	755,307,000
19 寄 附 金		174,338,000
	1 寄 附 金	174,338,000
20 繰 入 金		3,996,763,000
	1 特 別 会 計 繰 入 金	349,000,000
	2 基 金 繰 入 金	3,647,763,000
21 繰 越 金		2,901,758,500
	1 繰 越 金	2,901,758,500
22 諸 収 入		1,287,289,000

(単位：円)				
調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
4,896,000	4,896,000	0	0	△184,000
4,819,614,000	4,819,614,000	0	0	32,455,000
4,819,614,000	4,819,614,000	0	0	32,455,000
12,933,000	12,933,000	0	0	△3,067,000
12,933,000	12,933,000	0	0	△3,067,000
182,827,726	180,102,356	32,450	2,692,920	17,830,356
182,827,726	180,102,356	32,450	2,692,920	17,830,356
865,273,166	859,949,996	50,000	5,273,170	△9,297,004
595,799,396	590,476,226	50,000	5,273,170	△4,492,774
269,473,770	269,473,770	0	0	△4,804,230
10,728,045,433	10,728,045,433	0	0	△497,750,882
8,106,539,077	8,106,539,077	0	0	△384,133,923
2,580,761,902	2,580,761,902	0	0	△119,754,413
40,744,454	40,744,454	0	0	6,137,454
4,088,077,848	4,088,077,848	0	0	△407,153,152
2,852,409,762	2,852,409,762	0	0	△210,367,238
799,035,648	799,035,648	0	0	△154,817,352
436,632,438	436,632,438	0	0	△41,968,562
846,844,614	844,315,026	0	2,529,588	△48,522,974
140,829,690	138,300,102	0	2,529,588	769,102
706,014,924	706,014,924	0	0	△49,292,076
174,334,290	174,334,290	0	0	△3,710
174,334,290	174,334,290	0	0	△3,710
3,088,564,905	3,088,564,905	0	0	△908,198,095
344,376,905	344,376,905	0	0	△4,623,095
2,744,188,000	2,744,188,000	0	0	△903,575,000
2,901,759,207	2,901,759,207	0	0	707
2,901,759,207	2,901,759,207	0	0	707
1,359,427,210	1,252,081,172	19,029,280	88,316,758	△35,207,828

款	項	予 算 現 額
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	27,001,000
	2 市 預 金 利 子	152,000
	3 貸 付 金 元 利 取 入	340,884,000
	4 受 託 事 業 取 入	125,511,000
	5 取 益 事 業 取 入	80,000,000
	6 雑 入	713,741,000
23 市	債	1,222,400,000
	1 市 債	1,222,400,000
歳 入 合 計		60,072,958,815

(単位：円)				
調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
18,800,256	18,800,256	0	0	△8,200,744
1,779,778	1,779,778	0	0	1,627,778
241,544,456	233,315,262	0	8,229,194	△107,568,738
120,373,394	120,373,394	0	0	△5,137,606
80,000,000	80,000,000	0	0	0
896,929,326	797,812,482	19,029,280	80,087,564	84,071,482
840,900,000	840,900,000	0	0	△381,500,000
840,900,000	840,900,000	0	0	△381,500,000
59,340,100,073	58,937,973,631	35,199,524	378,234,765	△1,134,985,184

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		314,239,000
	1 議 会 費	314,239,000
2 総 務 費		10,237,052,000
	1 総 務 管 理 費	8,684,528,000
	2 徴 税 費	693,969,000
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	519,133,000
	4 選 挙 費	195,590,000
	5 統 計 調 査 費	103,498,000
	6 監 査 委 員 費	40,334,000
3 民 生 費		28,333,574,815
	1 社 会 福 祉 費	13,338,694,315
	2 児 童 福 祉 費	12,413,935,500
	3 生 活 保 護 費	2,574,413,000
	4 災 害 救 助 費	6,532,000
4 衛 生 費		4,478,172,000
	1 保 健 衛 生 費	2,085,504,000
	2 清 掃 費	2,392,668,000
5 労 働 費		17,982,000
	1 労 働 諸 費	17,982,000
6 農 林 水 産 業 費		261,530,000
	1 農 業 費	261,530,000
7 商 工 費		693,392,000
	1 商 工 費	693,392,000
8 土 木 費		4,299,430,000
	1 土 木 管 理 費	207,156,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,030,485,000
	3 都 市 計 画 費	2,866,244,000
	4 住 宅 費	195,545,000
9 消 防 費		2,235,414,000
	1 消 防 費	2,235,414,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
291,015,186	0	23,223,814	23,223,814
291,015,186	0	23,223,814	23,223,814
9,713,372,594	43,833,000	479,846,406	523,679,406
8,320,358,551	15,278,000	348,891,449	364,169,449
647,196,322	15,636,000	31,136,678	46,772,678
448,941,204	12,919,000	57,272,796	70,191,796
157,679,880	0	37,910,120	37,910,120
99,439,559	0	4,058,441	4,058,441
39,757,078	0	576,922	576,922
27,145,583,022	31,851,000	1,156,140,793	1,187,991,793
12,967,280,752	0	371,413,563	371,413,563
11,703,435,271	31,851,000	678,649,229	710,500,229
2,474,037,799	0	100,375,201	100,375,201
829,200	0	5,702,800	5,702,800
4,216,075,854	4,367,000	257,729,146	262,096,146
1,878,584,572	4,367,000	202,552,428	206,919,428
2,337,491,282	0	55,176,718	55,176,718
16,672,315	0	1,309,685	1,309,685
16,672,315	0	1,309,685	1,309,685
197,401,470	27,435,600	36,692,930	64,128,530
197,401,470	27,435,600	36,692,930	64,128,530
560,570,636	0	132,821,364	132,821,364
560,570,636	0	132,821,364	132,821,364
4,184,190,710	22,388,000	92,851,290	115,239,290
198,888,695	0	8,267,305	8,267,305
970,816,778	22,388,000	37,280,222	59,668,222
2,823,972,130	0	42,271,870	42,271,870
190,513,107	0	5,031,893	5,031,893
2,203,405,420	0	32,008,580	32,008,580
2,203,405,420	0	32,008,580	32,008,580

款	項	予 算 現 額
10 教 育 費		5,368,249,000
	1 教 育 総 務 費	1,010,839,000
	2 小 学 校 費	1,057,174,000
	3 中 学 校 費	889,527,000
	4 幼 稚 園 費	140,356,000
	5 社 会 教 育 費	844,781,000
	6 保 健 体 育 費	1,425,572,000
11 公 債 費		3,800,582,000
	1 公 債 費	3,800,582,000
12 予 備 費		33,342,000
	1 予 備 費	33,342,000
歳 出 合 計		60,072,958,815

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
4,733,542,418	315,176,000	319,530,582	634,706,582
951,239,201	14,311,000	45,288,799	59,599,799
711,438,872	300,865,000	44,870,128	345,735,128
719,810,600	0	169,716,400	169,716,400
137,307,386	0	3,048,614	3,048,614
812,849,481	0	31,931,519	31,931,519
1,400,896,878	0	24,675,122	24,675,122
3,787,674,047	0	12,907,953	12,907,953
3,787,674,047	0	12,907,953	12,907,953
0	0	33,342,000	33,342,000
0	0	33,342,000	33,342,000
57,049,503,672	445,050,600	2,578,404,543	3,023,455,143

歳入歳出差引残額 1,888,469,959 円
うち基金繰入額 0 円

議案第 6 7 号

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度 狹山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国 民 健 康 保 險 税		2,826,113,000
	1 国 民 健 康 保 險 税	2,826,113,000
2 国 庫 支 出 金		31,857,000
	1 国 庫 補 助 金	31,857,000
3 県 支 出 金		10,663,285,000
	1 県 補 助 金	10,663,285,000
4 財 産 収 入		100,000
	1 財 産 運 用 収 入	100,000
5 繰 入 金		1,274,017,000
	1 他 会 計 繰 入 金	1,235,017,000
	2 基 金 繰 入 金	39,000,000
6 繰 越 金		21,336,000
	1 繰 越 金	21,336,000
7 諸 収 入		52,493,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	40,000,000
	2 市 預 金 利 子	1,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	491,000
	4 雑 入	12,001,000
歳 入 合 計		14,869,201,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,295,785,522	2,919,025,046	28,272,709	352,659,626	92,912,046
3,295,785,522	2,919,025,046	28,272,709	352,659,626	92,912,046
31,760,000	31,760,000	0	0	△97,000
31,760,000	31,760,000	0	0	△97,000
10,140,603,717	10,140,603,717	0	0	△522,681,283
10,140,603,717	10,140,603,717	0	0	△522,681,283
11,611	11,611	0	0	△88,389
11,611	11,611	0	0	△88,389
1,274,017,000	1,274,017,000	0	0	0
1,235,017,000	1,235,017,000	0	0	0
39,000,000	39,000,000	0	0	0
21,336,826	21,336,826	0	0	826
21,336,826	21,336,826	0	0	826
47,297,883	36,096,768	949,342	10,251,773	△16,396,232
26,304,447	26,304,447	0	0	△13,695,553
81,146	81,146	0	0	80,146
0	0	0	0	△491,000
20,912,290	9,711,175	949,342	10,251,773	△2,289,825
14,810,812,559	14,422,850,968	29,222,051	362,911,399	△446,350,032

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		103,372,000
	1 総 務 管 理 費	82,030,000
	2 徴 税 費	20,714,000
	3 運 営 協 議 会 費	137,000
	4 高 額 療 養 費 貸 付 金	100,000
	5 出 産 費 資 金 貸 付 金	391,000
2 保 険 給 付 費		10,568,420,000
	1 療 養 諸 費	9,124,008,000
	2 高 額 療 養 費	1,398,140,000
	3 移 送 費	207,000
	4 出 産 育 児 諸 費	35,015,000
	5 葬 祭 諸 費	11,000,000
	6 傷 病 手 当 金 諸 費	50,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		3,953,800,000
	1 医 療 給 付 費 分	2,669,669,000
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	963,350,000
	3 介 護 納 付 金 分	320,781,000
4 共 同 事 業 抛 出 金		0
	1 共 同 事 業 抛 出 金	0
5 保 健 事 業 費		138,048,000
	1 保 健 事 業 費	138,048,000
6 基 金 積 立 金		16,436,000
	1 基 金 積 立 金	16,436,000
7 公 債 費		1,000,000
	1 一 般 公 債 費	1,000,000
8 諸 支 出 金		79,412,000
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	79,411,000
	2 繰 出 金	1,000
9 予 備 費		8,713,000
	1 予 備 費	8,713,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
89,794,171	0	13,577,829	13,577,829
73,188,892	0	8,841,108	8,841,108
16,487,602	0	4,226,398	4,226,398
117,677	0	19,323	19,323
0	0	100,000	100,000
0	0	391,000	391,000
9,996,636,535	0	571,783,465	571,783,465
8,563,353,179	0	560,654,821	560,654,821
1,393,834,826	0	4,305,174	4,305,174
206,997	0	3	3
29,441,533	0	5,573,467	5,573,467
9,800,000	0	1,200,000	1,200,000
0	0	50,000	50,000
3,953,798,473	0	1,527	1,527
2,669,668,106	0	894	894
963,349,982	0	18	18
320,780,385	0	615	615
0	0	0	0
0	0	0	0
134,315,450	0	3,732,550	3,732,550
134,315,450	0	3,732,550	3,732,550
16,347,611	0	88,389	88,389
16,347,611	0	88,389	88,389
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
76,610,852	0	2,801,148	2,801,148
76,610,852	0	2,800,148	2,800,148
0	0	1,000	1,000
0	0	8,713,000	8,713,000
0	0	8,713,000	8,713,000

款	項	予 算 現 額
歳 出	合 計	14,869,201,000

(単位：円)			
支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
14,267,503,092	0	601,697,908	601,697,908

歳入歳出差引残額	155,347,876 円
うち基金繰入額	0 円

議案第 6 8 号

令和 7 年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度 狹山市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 保 險 料		3,174,325,000
	1 介 護 保 險 料	3,174,325,000
2 国 庫 支 出 金		2,505,339,000
	1 国 庫 負 担 金	2,278,279,000
	2 国 庫 補 助 金	227,060,000
3 県 支 出 金		1,971,939,000
	1 県 負 担 金	1,925,993,000
	2 県 補 助 金	45,946,000
4 支 払 基 金 交 付 金		3,564,911,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,564,911,000
5 財 産 収 入		1,076,000
	1 財 産 運 用 収 入	1,076,000
6 繰 入 金		2,433,351,000
	1 他 会 計 繰 入 金	2,033,351,000
	2 基 金 繰 入 金	400,000,000
7 繰 越 金		784,997,000
	1 繰 越 金	784,997,000
8 諸 収 入		305,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,000
	2 市 預 金 利 子	1,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	300,000
	4 雑 入	2,000
歳 入 合 計		14,436,243,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,296,483,550	3,236,041,500	13,707,800	48,687,550	61,716,500
3,296,483,550	3,236,041,500	13,707,800	48,687,550	61,716,500
2,590,095,494	2,590,095,494	0	0	84,756,494
2,180,457,301	2,180,457,301	0	0	△97,821,699
409,638,193	409,638,193	0	0	182,578,193
1,879,464,158	1,879,464,158	0	0	△92,474,842
1,840,916,213	1,840,916,213	0	0	△85,076,787
38,547,945	38,547,945	0	0	△7,398,055
3,240,835,030	3,240,835,030	0	0	△324,075,970
3,240,835,030	3,240,835,030	0	0	△324,075,970
1,075,302	1,075,302	0	0	△698
1,075,302	1,075,302	0	0	△698
2,433,338,900	2,433,338,900	0	0	△12,100
2,033,338,900	2,033,338,900	0	0	△12,100
400,000,000	400,000,000	0	0	0
784,996,336	784,996,336	0	0	△664
784,996,336	784,996,336	0	0	△664
12,528,980	12,239,524	0	289,456	11,934,524
172,373	88,600	0	83,773	86,600
787,891	787,891	0	0	786,891
0	0	0	0	△300,000
11,568,716	11,363,033	0	205,683	11,361,033
14,238,817,750	14,178,086,244	13,707,800	48,977,006	△258,156,756

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		237,568,000
	1 総 務 管 理 費	47,256,000
	2 徴 収 費	5,446,000
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	184,866,000
2 保 険 給 付 費		13,002,660,000
	1 サ ー ビ ス 給 付 費	11,960,626,000
	2 審 査 支 払 手 数 料	10,585,000
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	433,964,000
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	60,427,000
	5 市 町 村 特 別 給 付 費	66,275,000
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	470,783,000
3 地 域 支 援 事 業 費		327,720,000
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	228,251,000
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	25,687,000
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	73,782,000
4 基 金 積 立 金		521,632,000
	1 基 金 積 立 金	521,632,000
5 公 債 費		1,477,000
	1 公 債 費	1,477,000
6 諸 支 出 金		345,186,000
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,302,000
	2 繰 出 金	335,584,000
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費 貸 付 金	300,000
	4 利 用 者 負 担 軽 減 支 援 事 業 費	0
歳 出 合 計		14,436,243,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
179,218,369	0	58,349,631	58,349,631
39,191,459	0	8,064,541	8,064,541
4,687,971	0	758,029	758,029
135,338,939	0	49,527,061	49,527,061
11,801,966,851	0	1,200,693,149	1,200,693,149
11,198,988,860	0	761,637,140	761,637,140
8,496,840	0	2,088,160	2,088,160
278,883,703	0	155,080,297	155,080,297
49,438,138	0	10,988,862	10,988,862
60,748,967	0	5,526,033	5,526,033
205,410,343	0	265,372,657	265,372,657
268,542,713	0	59,177,287	59,177,287
185,093,539	0	43,157,461	43,157,461
23,865,459	0	1,821,541	1,821,541
59,583,715	0	14,198,285	14,198,285
521,630,658	0	1,342	1,342
521,630,658	0	1,342	1,342
0	0	1,477,000	1,477,000
0	0	1,477,000	1,477,000
339,259,541	0	5,926,459	5,926,459
8,297,460	0	1,004,540	1,004,540
330,962,081	0	4,621,919	4,621,919
0	0	300,000	300,000
0	0	0	0
13,110,618,132	0	1,325,624,868	1,325,624,868

歳入歳出差引残額 1,067,468,112 円
うち基金繰入額 0 円

議案第 6 9 号

令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度 狹山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		2,778,915,000
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	2,778,915,000
2 繰 入 金		469,956,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	469,956,000
3 繰 越 金		22,291,000
	1 繰 越 金	22,291,000
4 諸 収 入		6,808,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	101,000
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,705,000
	3 預 金 利 子	1,000
	4 雑 入	1,000
5 国 庫 支 出 金		5,060,000
	1 国 庫 補 助 金	5,060,000
合 計		3,283,030,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
2,636,205,180	2,608,862,350	4,379,300	28,532,930	△170,052,650
2,636,205,180	2,608,862,350	4,379,300	28,532,930	△170,052,650
469,955,159	469,955,159	0	0	△841
469,955,159	469,955,159	0	0	△841
22,288,890	22,288,890	0	0	△2,110
22,288,890	22,288,890	0	0	△2,110
10,616,025	10,616,025	0	0	3,808,025
441,900	441,900	0	0	340,900
5,481,100	5,481,100	0	0	△1,223,900
134,975	134,975	0	0	133,975
4,558,050	4,558,050	0	0	4,557,050
5,060,000	5,060,000	0	0	0
5,060,000	5,060,000	0	0	0
3,144,125,254	3,116,782,424	4,379,300	28,532,930	△166,247,576

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		55,731,000
	1 総 務 管 理 費	46,804,000
	2 徴 収 費	8,927,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,202,179,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,202,179,000
3 諸 支 出 金		20,120,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,705,000
	2 繰 出 金	13,415,000
4 予 備 費		5,000,000
	1 予 備 費	5,000,000
歳 出 合 計		3,283,030,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
43,510,232	0	12,220,768	12,220,768
37,027,687	0	9,776,313	9,776,313
6,482,545	0	2,444,455	2,444,455
3,021,633,359	0	180,545,641	180,545,641
3,021,633,359	0	180,545,641	180,545,641
18,895,924	0	1,224,076	1,224,076
5,481,100	0	1,223,900	1,223,900
13,414,824	0	176	176
0	0	5,000,000	5,000,000
0	0	5,000,000	5,000,000
3,084,039,515	0	198,990,485	198,990,485

歳入歳出差引残額 32,742,909 円
うち基金繰入額 0 円

議案第 70 号

令和 7 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、並びに減債積立金及び建設改良積立金に積み立てることについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 7 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、並びに減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

令和 7 年度狭山市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当年度末残高	17,754,108,416	626,655,181
議会の議決による処分額	427,619,782	△ 626,655,181
自己資本金へ組入	427,619,782	△ 427,619,782
減債積立金の積立	0	△ 99,035,399
建設改良積立金の積立	0	△ 100,000,000
処分後残高	18,181,728,198	(繰越利益剰余金) 0

議案第 7 1 号

令和 7 年度狭山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度狭山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度 狭山市

(1) 収益的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定に係る財源充当額	
第1款 水道事業収益	円 3,100,507,000	円 0	円 0	円 3,100,507,000
第1項 営業収益	2,619,810,000	0	0	2,619,810,000
第2項 営業外収益	480,696,000	0	0	480,696,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

区 分	予 算 額						地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	
第1款 水道事業費用	円 3,016,096,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,016,096,000	円 0
第1項 営業費用	2,980,686,000	0	0	0	0	2,980,686,000	0
第2項 営業外費用	32,977,000	0	0	0	0	32,977,000	0
第3項 特別損失	1,433,000	0	0	0	0	1,433,000	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額						合 計
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額		
第1款 資本的収入	円 592,173,000	円 0	円 592,173,000	円 0	円 0		円 592,173,000
第1項 企業債	450,000,000	0	450,000,000	0	0		450,000,000
第2項 負担金	18,944,000	0	18,944,000	0	0		18,944,000
第3項 工事寄附金	29,700,000	0	29,700,000	0	0		29,700,000
第4項 水道利用加入金	43,637,000	0	43,637,000	0	0		43,637,000
第5項 設計管理料	1,890,000	0	1,890,000	0	0		1,890,000
第6項 固定資産売却代金	2,000	0	2,000	0	0		2,000
第7項 国庫補助金	48,000,000	0	48,000,000	0	0		48,000,000

支 出

区 分	予 算 額						合 計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	
第1款 資本的支出	円 2,071,351,000	円 0	円 0	円 2,071,351,000	円 0	円 0	円 2,071,351,000
第1項 建設改良費	1,890,413,000	0	0	1,890,413,000	0	0	1,890,413,000
第2項 企業債償還金	180,938,000	0	0	180,938,000	0	0	180,938,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,468,874,564円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,000,000円で補てんした。

水道事業決算報告書

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円	円	
3,210,920,697	110,413,697	
2,662,411,481	42,601,481	(うち、仮受消費税及び地方消費税 237,336,662円)
548,502,548	67,806,548	(うち、仮受消費税及び地方消費税 14,084,600円)
6,668	5,668	

合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	不 用 額	備 考
円	円	円	円	
3,016,096,000	2,887,753,284	0	128,342,716	
2,980,686,000	2,866,609,925	0	114,076,075	(うち、仮払消費税及び地方消費税 154,848,383円)
32,977,000	20,957,836	0	12,019,164	
1,433,000	185,523	0	1,247,477	(うち、仮払消費税及び地方消費税 12,896円)
1,000,000	0	0	1,000,000	

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円	円	
256,916,160	△ 335,256,840	
123,400,000	△ 326,600,000	
15,444,000	△ 3,500,000	
6,219,400	△ 23,480,600	(うち、仮受消費税及び地方消費税 565,400円)
59,235,000	15,598,000	(うち、仮受消費税及び地方消費税 5,385,000円)
585,900	△ 1,304,100	(うち、仮受消費税及び地方消費税 53,263円)
88,860	86,860	(うち、仮受消費税及び地方消費税 6,500円)
51,943,000	3,943,000	

決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	地 方 公 営 企 業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	繰 越 額	合 計		
円	円	円	円	円	
1,725,790,724	8,998,000	0	8,998,000	336,562,276	
1,548,170,942	8,998,000	0	8,998,000	333,244,058	(うち、仮払消費税及び地方消費税 132,831,735円)
177,619,782	0	0	0	3,318,218	

109,233,879円、過年度分損益勘定留保資金932,020,903円、減債積立金177,619,782円及び建設改良積立金

令和7年度狭山市水道事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	2,304,278,680	
(2) その他営業収益	<u>120,796,139</u>	2,425,074,819

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	1,212,813,726	
(2) 配水及び給水費	290,416,119	
(3) 業 務 費	159,670,698	
(4) 総 係 費	41,816,074	
(5) 減価償却費	1,002,500,104	
(6) 資産減耗費	<u>4,544,821</u>	<u>2,711,761,542</u>

営業損失 286,686,723

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,900,000	
(2) 水道利用加入金	125,650,000	
(3) 他会計負担金	1,634,000	
(4) 他会計補助金	94,026,680	
(5) 長期前受金戻入益	278,677,300	
(6) 雑 収 益	<u>16,161,680</u>	518,049,660

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	20,957,836	
(2) 雑 支 出	<u>11,464,912</u>	<u>32,422,748</u>

経常利益 198,940,189

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	6,668	
(2) その他特別利益	<u>261,169</u>	267,837

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	43,640		
(2) 過年度損益修正損	<u>128,987</u>	<u>172,627</u>	<u>95,210</u>

当年度純利益		199,035,399
前年度繰越利益剰余金		0
その他未処分利益剰余金変動額		<u>427,619,782</u>
当年度未処分利益剰余金		<u><u>626,655,181</u></u>

令和7年度狭山市水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,145,087,166	
ロ 建物	570,444,277		
減価償却累計額	<u>△ 361,115,449</u>	209,328,828	
ハ 構築物	39,434,756,864		
減価償却累計額	<u>△ 20,124,942,835</u>	19,309,814,029	
ニ 機械及び装置	4,860,298,677		
減価償却累計額	<u>△ 3,071,391,054</u>	1,788,907,623	
ホ 車両運搬具	37,009,712		
減価償却累計額	<u>△ 24,968,779</u>	12,040,933	
ヘ 工具、器具及び備品	255,777,736		
減価償却累計額	<u>△ 236,829,468</u>	18,948,268	
ト 建設仮勘定		<u>57,275,297</u>	
有形固定資産合計			22,541,402,144

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		<u>254,487</u>	
無形固定資産合計			254,487

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>497,455,724</u>	
投資その他の資産合計			<u>497,455,724</u>
固定資産合計			23,039,112,355

2 流動資産

(1) 現金預金

2,548,948,156

(2) 未収金

イ 営業未収金	270,624,394		
ロ 営業外未収金	19,186,605		
ハ その他未収金	22,421,656		
貸倒引当金	<u>△ 10,346,008</u>		
未収金合計			301,886,647

(3) 貯蔵品

イ 量水器	13,122,741		
ロ 本管材料	<u>26,819,127</u>		
貯蔵品合計			39,941,868

(4) 前払金

3,300,000

流動資産合計			<u>2,894,076,671</u>
資産合計			<u>25,933,189,026</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 1,978,299,850

企業債合計

1,978,299,850

固定負債合計

1,978,299,850

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 164,285,424

企業債合計

164,285,424

(2) 未払金

イ 営業未払金 161,396,270

ロ 営業外未払金 10,778

ハ その他未払金 47,783,825

未払金合計

209,190,873

(3) 引当金

イ 賞与引当金 15,993,943

ロ 法定福利費引当金 3,131,418

引当金合計

19,125,361

(4) その他流動負債

流動負債合計

170,607,260

563,208,918

5 繰延収益

(1) 長期前受金

15,188,247,694

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 10,662,872,903

繰延収益合計

4,525,374,791

負債合計

7,066,883,559

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金

イ 固有資本金 12,397,155

ロ 繰入資本金 1,747,703,427

ハ 組入資本金 15,994,007,834

自己資本金合計

17,754,108,416

資本金合計

17,754,108,416

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金 235,541,870

ロ 利益積立金 150,000,000

ハ 建設改良積立金 100,000,000

ニ 当年度未処分利益剰余金 626,655,181

利益剰余金合計

1,112,197,051

剰余金合計

1,112,197,051

資本合計

18,866,305,467

負債資本合計

25,933,189,026

議案第 7 2 号

令和 7 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てることについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 7 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

令和7年度狭山市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	25,200,592,348	8,093,887	547,532,034
議会の議決による処分数額	423,860,416	0	△ 547,532,034
自己資本金へ組入	423,860,416	0	△ 423,860,416
減債積立金の積立	0	0	△ 123,671,618
処分後残高	25,624,452,764	8,093,887	(繰越利益剰余金) 0

議案第 73 号

令和 7 年度狭山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度狭山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 8 年 8 月 31 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和7年度狭山市

(1) 収益的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に 係る財源充当額	
第1款 下水道事業収益	円 3,363,596,000	円 13,921,000	円 0	円 3,377,517,000
第1項 営業収益	2,115,149,000	0	0	2,115,149,000
第2項 営業外収益	1,248,446,000	13,921,000	0	1,262,367,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

区 分	算						
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 下水道事業費用	円 3,291,964,000	円 30,000,000	円 0	円 0	円 0	円 3,321,964,000	円 0
第1項 営業費用	3,116,920,000	30,000,000	0	0	0	3,146,920,000	0
第2項 営業外費用	173,544,000	0	0	0	0	173,544,000	0
第3項 特別損失	500,000	0	0	0	0	500,000	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額					合 計
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に 係る財源充当額	継続費通次繰越額に 係る財源充当額	
第1款 資本的収入	円 607,737,000	円 0	円 607,737,000	円 93,900,000	円 0	円 701,637,000
第1項 企業債	400,300,000	0	400,300,000	53,200,000	0	453,500,000
第2項 他会計負担金	39,355,000	0	39,355,000	0	0	39,355,000
第3項 国庫補助金	142,800,000	0	142,800,000	40,700,000	0	183,500,000
第4項 工事負担金 及び分担金	5,282,000	0	5,282,000	0	0	5,282,000
第5項 寄 附 金	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000

支 出

区 分	予 算 額						合 計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	
第1款 資本的支出	円 1,934,587,000	円 0	円 0	円 1,934,587,000	円 139,570,000	円 0	円 2,074,157,000
第1項 建設改良費	1,198,679,000	0	0	1,198,679,000	139,570,000	0	1,338,249,000
第2項 企業債償還金	735,908,000	0	0	735,908,000	0	0	735,908,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,092,509,728円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

下水道事業決算報告書

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円 3,379,364,869	円 1,847,869	
2,145,247,803	30,098,803	(うち、仮受消費税及び地方消費税 161,377,388円)
1,234,105,497	△ 28,261,503	
11,569	10,569	

額	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
合 計				
円 3,321,964,000	円 3,197,517,178	円 0	円 124,446,822	
3,146,920,000	3,025,549,201	0	121,370,799	(うち、仮払消費税及び地方消費税 86,628,415円)
173,544,000	171,852,756	0	1,691,244	
500,000	115,221	0	384,779	(うち、仮払消費税及び地方消費税 9,839円)
1,000,000	0	0	1,000,000	

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円 499,570,640	円 △ 202,066,360	
318,700,000	△ 134,800,000	
38,692,000	△ 663,000	
93,200,000	△ 90,300,000	
8,128,640	2,846,640	
40,850,000	20,850,000	

決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 繰 越 額	合 計		
円 1,592,080,368	円 175,632,000	円 0	円 175,632,000	円 306,444,632	
862,998,743	175,632,000	0	175,632,000	299,618,257	(うち、仮払消費税及び地方消費税 70,795,133円)
729,081,625	0	0	0	6,826,375	

41,263,680 円、過年度分損益勘定留保資金 627,385,632 円、減債積立金 423,860,416 円で補てんした。

令和7年度狭山市下水道事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	1,614,914,415	
(2) 雨水処理負担金	368,590,000	
(3) その他営業収益	<u>366,000</u>	1,983,870,415

2 営業費用

(1) 管渠費	228,064,887	
(2) 流域下水道管理費	601,107,976	
(3) 普及促進費	847,465	
(4) 業務費	21,881,864	
(5) 総係費	135,095,213	
(6) 減価償却費	1,951,869,578	
(7) 資産減耗費	<u>53,803</u>	<u>2,938,920,786</u>

営業損失 955,050,371

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	2,100,000	
(2) 他会計負担金	115,727,000	
(3) 他会計補助金	326,991,000	
(4) 長期前受金戻入益	775,300,919	
(5) 雑収益	65,836	
(6) 補助金	<u>13,921,000</u>	1,234,105,755

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	139,518,056	
(2) 雑支出	<u>15,915,551</u>	<u>155,433,607</u>
経常利益		<u>1,078,672,148</u>

123,621,777

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	11,569	
(2) その他特別利益	<u>143,654</u>	155,223

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>105,382</u>	<u>105,382</u>	<u>49,841</u>
--------------	----------------	----------------	---------------

当年度純利益			123,671,618
--------	--	--	-------------

前年度繰越利益剰余金			0
------------	--	--	---

その他未処分利益剰余金変動額			<u>423,860,416</u>
----------------	--	--	--------------------

当年度未処分利益剰余金			<u><u>547,532,034</u></u>
-------------	--	--	---------------------------

令和7年度狭山市下水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		28,160,030
ロ 建物	5,037,277	
減価償却累計額	<u>△ 2,448,120</u>	2,589,157
ハ 構築物	67,615,586,469	
減価償却累計額	<u>△ 26,307,931,370</u>	41,307,655,099
ニ 機械及び装置	376,944,152	
減価償却累計額	<u>△ 317,821,225</u>	59,122,927
ホ 車両運搬具	3,978,710	
減価償却累計額	<u>△ 2,638,255</u>	1,340,455
ヘ 工具、器具及び備品	2,361,955	
減価償却累計額	<u>△ 2,119,497</u>	242,458
ト 建設仮勘定		<u>137,904,717</u>

有形固定資産合計

41,537,014,843

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	3,989,692,387	
ロ 電話加入権	<u>1,261,000</u>	

無形固定資産合計

3,990,953,387

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券	294,037,218	
ロ その他投資	<u>1,380,000</u>	

投資その他の資産合計

295,417,218

固定資産合計

45,823,385,448

2 流動資産

(1) 現金預金

4,033,163,833

(2) 未収金

イ 営業未収金	331,809,578	
ロ 営業外未収金	10,778	
ハ その他未収金	9,929,620	
貸倒引当金	<u>△ 8,170,628</u>	

未収金合計

333,579,348

(3) 貯蔵品

イ 材料	<u>18,092,500</u>	
------	-------------------	--

貯蔵品合計

18,092,500

流動資産合計

4,384,835,681

資産合計

50,208,221,129

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,184,414,818		
企業債合計		8,184,414,818	
固定負債合計			8,184,414,818

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	694,676,429		
企業債合計		694,676,429	

(2) 未払金

イ 営業未払金	213,028,906		
ロ その他未払金	2,133,319		
未払金合計		215,162,225	

(3) 引当金

イ 賞与引当金	13,310,073		
ロ 法定福利費引当金	2,589,476		
引当金合計		15,899,549	
流動負債合計			925,738,203

5 繰延収益

(1) 長期前受金

27,043,107,701

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 12,238,554,009

繰延収益合計		14,804,553,692	
負債合計			23,914,706,713

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金

イ 固有資本金	21,130,418,896		
ロ 繰入資本金	1,391,956,000		
ハ 組入資本金	2,678,217,452		
自己資本金合計		25,200,592,348	
資本金合計			25,200,592,348

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	8,093,887		
資本剰余金合計		8,093,887	

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	337,296,147		
ロ 利益積立金	200,000,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	547,532,034		
利益剰余金合計		1,084,828,181	
剰余金合計			1,092,922,068
資本合計			26,293,514,416
負債資本合計			50,208,221,129